

議案才一九号

特別会計一時借入金について

昭和三十一年度特別会計 国民健康保険、簡易水道、観光施設事業歳出予算
内の支出に充当するため次のとおり一時借入することができ

記

一、借入金額

特別会計国民健康保険

四百萬円以内

特別会計簡易水道

参百萬円以内

特別会計観光施設事業

参百萬円以内

二、借入先

大藏省、郵政省、山陰合同銀行、扶桑相互銀行、鳥取銀行

鳥取県国民健康保険団体連合会、鳥取県旧町村職員恩給組合資産管理組合

三朝町農業協同組合

三、借入利率

日歩 三錢五厘以内

昭和三十一年三月十一日提出

昭和三十一年

三月十九日

三朝町議長
原案可決

坂出雅己

三朝町議長

矢田秀雄

